

生徒心得

私たちは、常に緑中学校生徒としての誇りを持ち、「至誠」「勤勉」「協同」の校訓に従って校内、校外での生活を正しく送ろう。

I 始業について

始業前に、教科係は教科担任と連絡をとり、連絡事項を学級全員に伝える。

II 学習態度について

学習時間中は、正しい姿勢で、まじめに学習する。

III 休憩時間の過ごし方について

1. 業間は次の時間の準備をする。
2. 晴天の日の昼休みにはなるべく運動場へ出る。
3. 雨天の日には、屋内で静かに過ごす。

IV 備品や設備の使用について

1. 公共物を使用するときは必ず先生に願い出て、許可を得てから大切に使用する。
2. 公共物を使用して破損した場合は、必ず先生に届け出る。

V 清掃について

1. 日直は教室内外を清潔にし、窓の開閉にも気をつけるとともに、各休憩時にも清潔整頓に注意する。
2. 清掃当番は、熱心にとりくみ、清掃用具は

大切に、後始末を完全にする。

3. 教室の床や廊下または運動場に紙くずやごみを捨てない。もしそれらが落ちているのを見たときは、すぐに拾ってごみ箱に入れる。

VI 登校・下校について

1. 登校・下校の時刻を厳守する。ただし、学校の用事で、決められた下校時刻よりも居残るときには必ず担任または係りの先生の許可を受け監督してもらう。
2. 登校・下校の際には交通規則を守って通学する。
3. 登校したら放課後時刻まで許可なしに学校から出ない。
4. 自転車通学は原則として認めない。
5. 買い食いは禁止とする。

VII 校内での生活について

1. 職員室、事務室、保健室、管理作業員室等に入るときは、あいさつし、用件が終わればすぐに出る。
2. 職員室へはテスト1週間前から、テストが終了するまで入室禁止。
3. 常に丁寧な態度と言葉遣いで過ごす。
4. トイレは、常に清潔に保つよう努める。
5. 教室や廊下で暴れたり騒いだりしない。
6. 立入禁止の区域（例…屋上、非常階段、モーター室、裏庭など）へは上がったり入ったり

しない。

7. 危険なものを持って遊んだり、危険を伴う遊びをしない。

VIII 服装や所持品について

1. 学校で定められた服を着用して、端正な服装を整える。
2. ボタン、バッジ等は、決められた位置に正しく着ける。
3. 自分の所持品には必ず名前をはっきり書く。
4. お菓子、マンガ、おもちゃ、スマートフォン、携帯電話など学習活動にとって不必要な物は学校に持ってきてはいけない。

IX 水筒持参について

1. 水筒にお茶を入れて持参してもよい。
2. 原則としてペットボトルや紙パック飲料の持ち込みは禁止する。
3. 飲むのは休憩時間・昼食時間に限る。（部活動中は顧問の指示による）
4. 飲むとき以外はカバンの中に入れておく。

X 校外での生活について

1. 法に触れる行為（万引き、窃盗、喫煙、飲酒、薬物乱用など）は絶対にしない。
2. 道路交通規則を守ること。
3. 危険な遊びの禁止（火遊びや凶器、刃物、エアガンなどでは遊ばないこと）
4. 外出するときは、用件、行き先、帰宅時刻

をはっきり保護者に知らせてから出掛ける。

5. 未成年者が立ち入りを禁止されている場所には立ち寄らないこと。また、カラオケ店、映画館、コンサート会場、遊園地などへは保護者または代行者の同伴を原則とする。
6. 保護者が認めていない夜間外出や友人宅での外泊は禁止。
7. 恐喝、痴漢などの被害にあった場合は、すぐに警察と学校へ届け出る。
8. スマートフォン、携帯電話を所持する場合は保護者の管理、責任のもと所持すること。「フィルタリングサービス」を利用することが望ましい。
9. スマートフォン、携帯電話の使用については情報モラルをしっかりと守ること。人を中傷するようなメールやSNSへの書き込みは犯罪行為になる。
10. 承諾もなく、他人の写真を撮影したり、SNSなどのインターネット上に掲載したりすることは肖像権の侵害になる。
11. 保護者の承諾もなしに自分の持ち物や現金を他人に譲ったり、貸したり、売ったりしてはいけない。同様に他人からもらったり、借りたり、買ったりしないこと。トラブルの原因になります。

服装規定

服装は常に清潔に保ち、受験を意識したものにしましょう。

《頭髮》 清潔な頭髮を保つように常に心掛けること。

1. 毛染め、脱色による変色、パーマ、整髪料の使用は禁止する。
2. 奇抜な印象を与える髪型は禁止する。
3. 肩より長ければ、黒、紺、茶色のゴムで結ぶ。

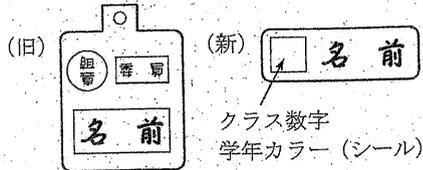
《靴下》 白・黒・紺・灰の無地のもの。

1. 足首が隠れるものにする。

《靴》 白・黒・紺・灰を基調とした運動靴。

《化粧》 認めない。

《名札》 バッジの位置を下図のように定める。



《冬期防寒》

1. 手袋、マフラー、学校指定防寒具（ウインドブレーカー）、部活動の防寒具（上衣）は、登下校時のみ認める。
2. スカート着用時のストッキングやタイツは、ベージュ色と黒色とする。

《標準服》

男子

〔冬上衣〕 学校が指定した標準服。

1. 胸及び袖口ボタンは、校章をかたどったものとする。
2. 冬上衣の中の着衣は白のカッターシャツ・ポロシャツ。
3. 寒い時には、丸首・襟なし、白・灰・黒・紺・茶色で無地のものを中に着てもよい。（セーターやベストのようなもの）
4. 名札を着用する。

〔夏上衣〕 白色長袖または半袖開襟シャツ。または、白色無地ポロシャツ。

1. スボンにシャツの裾を入れる。
2. 名札を着用する。

〔肌着〕 派手でない色（白・灰・黒・紺・茶・ベージュ）無地。体操服も可。

〔ズボン〕 学校が指定した標準服とする。

1. ベルトは黒色、紺色または茶色を着用する。極端に太いものや細いもの、派手なものは避ける。

女子

〔冬上衣〕 学校が指定した標準服。

または、白色無地ポロシャツ。

1. 標準服の場合ネクタイは、規定色のものを着用する。

2. ポロシャツの場合、スカートに裾を入れる。
3. 寒い時には、丸首・襟なし、白・灰・黒・紺・茶色で無地のものを中に着てもよい。（セーターやベストのようなもの）
4. 名札を着用する。

〔夏上衣〕 学校が指定した標準服。

または、白色無地ポロシャツ。

1. 標準服の場合ネクタイは、規定色のものを着用する。

2. ポロシャツの場合、スカートに裾を入れる。
3. 名札を着用する。

〔肌着〕 派手でない色（白・灰・黒・紺・茶・ベージュ）無地。体操服も可。

〔スカート〕 学校が指定した標準服とする。

1. 丈はひざが見えない程度とする。

《ブレザーの選択肢》

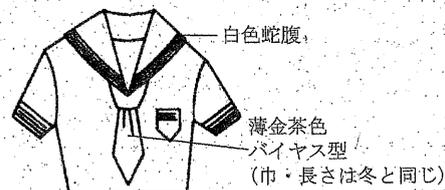
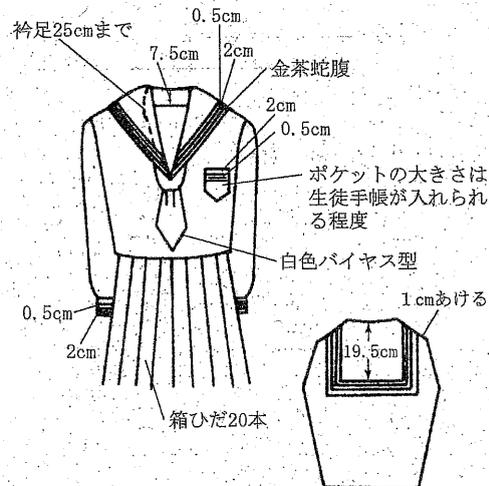
※令和7年度より学校標準服にブレザータイプを追加しました。

ブレザーは男女共用であり、性別にかかわらず誰でもどちらのタイプでも着用することができます。

Aタイプ：ブレザー × スラックス

Bタイプ：ブレザー × スカート

ブレザーの内側の着こなしについては標準服に準ずる。



部活動について

1. 緑中学校生徒として定められたルールを守る中で部活動を行う。
2. 生徒は体育・文化部のうち、いずれか1つに所属することが望ましい。
※2つの部の掛け持ち入部は認めない。
3. 部活動は顧問の指示により、適宜活動することができるが、次のような日は中止日とする。
 - ㊸ 顧問不在日(代理顧問がいる場合を除く)。
 - ㊹ 各種研修会等、全職員が指導できない状況の生じる日。
 - ㊺ 定期テスト前3日間。
 - ㊻ その他行事等で部活動中止を申し合わせた日。
 ㊸㊺㊻については部活動に特別な事情が生じ、活動を余儀なくされる場合は活動を認める場合がある。→[特別活動]
4. 特別活動について
 - ★対外試合・対外発表及び学校行事に参加するために必要とする活動を行う時、特別活動を認める。
 - ★参加生徒は、事前に保護者の承認を得る。
 - ★期間は原則として2週間以内の必要期間とする。ただし中止日の㊸については認めない。
5. 活動時間について

- 部活動の活動時間については部活動ホワイトボードを利用し、顧問または代表生徒によって知らせる。
 - 教室を利用する部は活動終了後使用校舎全体について戸締まりを点検すること。
6. 早朝活動について
 - 時間は7:00～8:10までとし、朝礼、日直、学活等に支障のないようにする。
 7. 光化学スモッグについて

- ㊼予報→活動は続けるが、異常があるときは直ちに先生に連絡をとり休養する。
- ㊽注意報→一旦活動を中断し、異常者の有無を確かめ、異常があれば活動内容を軽減し、活動を続けてもよい。
- ㊾警報→屋外活動部は全面的に中止する。

8. その他
 - 使用した場所、教室、用具などは必ず後片付けと戸締まりをすること。
(特にライン引き、スコップ、トンボ、ポール類など)
 - 土、日曜日の自転車登校は原則として認めない。
 - 短縮授業期間中に試合等で、放課後直ちに昼食をとる必要のある時は、指定された場所で、

昼食をとることができる。(特例)

- 雨天の場合、基礎練習などで校舎内を使用する部活動は、活動終了後、後かたづけ、及び清掃を行うこと。

9. 部活動

[運動部]

男子 野 球
 男子 ラグビー
 女子 ソフトテニス
 男子 バスケットボール
 男女 バレーボール
 男女 陸上競技
 男女 卓 球
 女子 ソフトボール
 男女 体操競技

[文化部]

吹奏楽
 家庭科
 美 術
 演 劇
 写 真